

## 工 事 下 請 負 契 約 約 款

### 黒柳建設株式会社 (2019.8.1)

(総 則)	
第1条	黒柳建設株式会社(以下「甲」といふ。)と 下請負人(以下「乙」といふ。)は、甲と発注者との契約に係る工事(以下「本工事」といふ。)を完成する為、甲が乙に発注する個別工事(以下「個別工事」といふ。)について、注文書・請書及び図面、仕様書、その他図書(以下「設計図書」といふ。)並びに見積要領に定めるもののほか、この工事請負契約約款(以下「この約款」といふ。)に基づき、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
(個別工事の契約)	
第2条	甲が乙に発注する個別工事の請負契約(以下「個別契約」といふ。)については、甲が乙に注文書を発行し、乙がこれを承諾して請書を甲に提出した時に成立する。
(法令等遵守の義務)	
第3条	甲及び乙は、工事の施工にあたり、建設業法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく(監督官公庁の行政指導を遵守する、 <ol style="list-style-type: none"><li>甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく(監督官公庁の行政指導に基づき、必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う、</li> <li>乙は、再請負者(乙の請負者及び乙の二次以下の請負者をいう。)に前二項に規定する法令、行政指導及び甲の指示、指導を遵守させる、</li></ol>
(関連工事との調整)	
第4条	甲は、個別工事を含む本工事を円滑に完成する為、個別工事と施工上関連ある工事との調整を図り、必要がある場合は、乙に対して指示を行う、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、本工事の円滑な完成に協力する、</li></ol>
(安全、衛生の確保等)	
第5条	乙は、工事の施工にあたり、人身上の災害、財産上の損害を防止する為、万全の措置を講ずる、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙は、災害防止の為、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、且つ、責任体制を明確にする、</li> <li>乙は、その被用者又は乙の再請負者の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う、</li> <li>業務上乙及び乙の再請負者並びにそれらの労働者が蒙った傷病に関する補償額で法定の労災給付を超える部分については、乙の負担と責任において解決する、</li> <li>労働者災害補償保険の取扱いについては、個別契約に特記する、</li> <li>乙及び乙の再請負者並びにそれらの労働者が蒙った傷害、又は他に及ぼした傷害については、乙の負担と責任において解決する、</li> <li>乙は、工事の施工にあたり、安全衛生誓約書を提出し、これを遵守する、</li></ol>
(事業内容の報告)	
第6条	甲は、乙に対して、必要があるときは、その事業経営の内容等について、報告を求めることが出来る、
(権利義務の譲渡)	
第7条	甲又は乙は、個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることは出来ない、ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない、 <ol style="list-style-type: none"><li>甲又は乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事用資機材(工場製品を含む、以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない、ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない、</li></ol>
(一括委任又は一括再請負の禁止)	
第8条	乙は、個別工事の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない、ただし、本工事が公共工事以外の場合につきあらかじめ発注者及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない、
(現場代理人及び主任技術者)	
第9条	乙は、工事現場に現場代理人を常駐させる、この現場代理人は、甲の監督又は指示に従い、この約款に定めるもののほか、個別契約、設計図書、見積要領に基づいて、工事現場での乙の一切の権限行使及び義務履行を代わって行う、乙が、現場代理人の代理権についてこれと異なった定め(特別な委任又は制限等)をしようとするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を要する、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙は、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を工事現場におく、主任技術者と現場代理人とは、これを兼ねることが出来る、</li></ol>
(運搬及び産業廃棄物処理)	
第10条	工事に伴う運搬にあつては、乙は、その責任において運搬の管理を行い、荷受け、運搬途上、荷渡しにおける災害、盗難の防止、その他運搬に関する一切の事項の処理をする、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙は、工事に伴い、産業廃棄物の収集、運搬、処分を必要とする場合は、甲が別に定める処理基準を遵守する、</li></ol>
(工事関係者に関する措置請求)	
第11条	甲は、乙の現場代理人及び主任技術者、その他乙が工事を施工する為に使用している再請負者、作業員等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求められることが出来る、
(工事材料及び工事用機器)	
第12条	乙は、甲の検査に合格した工事材料を使用する、甲は、工事用機器について適当でないと認められたときは、乙に対して、その交換を求めることが出来る、その場合の通常要する費用は、乙の負担とする、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、甲の承諾を受ける、</li></ol>
(支給材料及び貸与品)	
第13条	甲から乙への支給材料及び貸与品は、個別契約の定めるところによる、 <ol style="list-style-type: none"><li>支給材料及び貸与品の受渡時期は、甲乙協議して定めるものとし、受渡場所は原則として工事現場とする、</li> <li>乙は、支給材料及び貸与品について、善良な管理者の注意をもって使用及び保管の責を負う、</li> <li>乙は、支給材料が不要となったとき、又は貸与品が使用済みとなったときは、速やかに甲に返却する、ただし、有償支給材料については、この限りでない、</li></ol>
(設計図書不適合の場合の改造義務)	
第14条	乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、甲がその改造を請求したときは、速やかにこれに従う、ただし、この為 <sup>に</sup> に請負代金を増し、又は工期を延期することはできない、乙がこれを行わないときは、乙の費用でこれを改造し、もしくは第三者にこれを行わせることができる、又その不適合が甲の指示による等甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲が負担する、この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する、
(条件変更等)	
第15条	乙は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を甲に通知し、その確認を求める、 <ol style="list-style-type: none"><li>設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと、</li> <li>設計図書の表示が明確でないこと、(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤譯又は脱漏があることを含む、)</li> <li>工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的<sup>な</sup>施工条件が実際と相違すること、</li> <li>設計図書で表示されていない施工条件について、予期することの出来ない<sup>い</sup>特別の状態が生じたこと、</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>甲は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対<sup>して</sup>とるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。)<sup>を</sup>書面をもって乙に通知する、</li> <li>第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する、この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める、</li></ol>
(工期の変更・中止等)	
第16条	甲は、必要があると認めるときは、乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることが出来る、この場合において、必要と認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する、
(臨機の措置)	
第17条	乙は、災害防止等の為が必要であると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙が前項の規定より臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない<sup>と</sup>認められる部分については、甲がこれを負担する、この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める、</li></ol>
(一般的請書)	
第18条	工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた障害(この契約おいて別に定める損害を除く。)は、乙の負担とする、ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する、
(第三者に及ぼした損害)	
第19条	乙又は乙の再請負者が工事の施工に関して、第三者の生命、身体、財産等に損害を与え、又はこれに伴い第三者との間に紛争が生じたときは、乙が自己の費用をもってその処理・解決するものとし、甲は必要に応じこれに協力する、ただし、上記損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることが出来ない <sup>い</sup> 事象により生じたものについては、この限りでなく、甲乙協力してその処理・解決するものとする、
(検査及び引渡し)	
第20条	乙は、工事を完成したときは、遅滞なく(甲にその旨を書面により通知する、甲は、通知を受けた後、遅滞なく工事完成検査をする、検査の方法は、甲の定めるところによる、 <ol style="list-style-type: none"><li>前項の検査の結果、工事の補修・改造を要する指摘があったときは、乙は、直ちにその補修・改造をなし、速やかに甲の再検査を受ける、</li> <li>工事は、完成検査に合格したときをもって完成とし、乙は工事の目的物が引渡しを要するものであるときは、直ちにこれを甲に引渡す、</li></ol>

(部分使用)	
第21条	甲は、前条に規定する引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の同意を得て使用することが出来る、 <ol style="list-style-type: none"><li>前項の場合においては、甲はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する、</li> <li>甲は、第1項の規定による使用により、乙に損害を及ぼし又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する、この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める、</li></ol>
(部分引渡し)	
第22条	工事目的物について、甲が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」といふ。)がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第21条(検査及び引渡し)中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と読み替えてこの規定を準用する、
(請負代金の支払方法及び時期)	
第23条	個別契約に基づく請負代金の支払方法及び時期については、注文書・請書の定めるところによる、
(資金等の立替払)	
第24条	乙若しくは乙の再請負者が、工事の施工に関して、資金、工事材料代金、工事用機器代金等の支払を遅滞し、又は乙若しくは乙の再請負者に支払停止等の事情が生じて、乙の被用者、乙の再請負者及び再請負者の被用者若しくは第三者に損害が生じ、又はその恐れがあるときは、乙は速やかに自己の費用と責任で解決する、乙若しくは乙の再請負者が、速やかに適当な措置をとらな <sup>い</sup> とき、又は適当な措置をとる見込みがないと認められるときは、甲がその任意の判断に基づき立替払をする等自らこれを解決することが出来る、 <ol style="list-style-type: none"><li>甲は、前項の規定によって立替払をしたときは、乙に対する立替金として処理することが出来る、</li> <li>甲は、この契約が解除された場合であっても、前二項に定める処置を行うことが出来る、</li> <li>甲は、前三項により生じた立替金、損害賠償金その他乙に対する金銭債権につき、その各弁済期の到来を待たず、直ちに乙の甲に対する工事代金債権と相殺することが出来る、</li></ol>
(かし担保)	
第25条	工事目的物にかしがあり、そのかしが乙の責に帰すべき理由により生じたものであるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補(工事目的物の範囲に限る。)を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償(工事目的物の範囲に限る。)を請求することが出来る、ただし、かしが重要ではなく、且つ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することが出来ない、 <ol style="list-style-type: none"><li>前項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することが出来る期間は、第21条(検査及び引渡し)第3項(第23条&lt;部分引渡し&gt;)において準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年間とし、個別契約に定めた場合はその期間とする、ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、当該請求をすることの出来る期間は10年間とする、</li> <li>工事目的物の全部又はその一部の工事が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といふ。)第2条第1項に定める住宅(以下「住宅」といふ。)の新築工事の個別工事に該当し、且つ、品確法第87条第1項に基づき政令で定める住宅の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分を含む場合は、この部分のかし(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)については、前項の定め<sup>に</sup>拘わらず、そのかし担保期間は、引渡しを受けた日から10年間とする、</li> <li>工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、第2項又は第3項に定める期間内で、且つ、その滅失又はき損の日から6ヶ月以内に限り第1項の権利を行使することが出来る、</li></ol>
(履行遅滞の場合における損害金)	
第26条	乙の責に帰すべき理由によって完成期日迄に工事を完成、引渡しをすることが出来ない場合は、乙は、この為甲が被った損害を賠償する、
(解除権)	
第27条	甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく個別契約を解除することが出来る、 <ol style="list-style-type: none"><li>支払の停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理若しくは特別清算開始等の法的手続の申立をし、又は受けたとき、</li> <li>乙が振出し、又は引き受けた手形・小切手について、資金不足等信用不安による理由によって不渡りが生じたとき、</li> <li>乙又は乙の代表者の所在が不明となったとき、</li> <li>請負代金請求権等甲に対する債権について、仮差押、仮処分又は差押命令がなされたとき、</li> <li>その責に帰すべき理由により完成期日迄に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき、</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>甲は、乙が次の各号の一に該当し、甲が期間を定め催告をしても、なお是正しないときは、個別契約を解除することが出来る、 <ol style="list-style-type: none"><li>正当な理由がないのに着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、</li> <li>施工技術、労務管理、安全衛生管理等が拙劣、不良で、甲に重大な迷惑を及ぼしたとき、</li> <li>乙の被用者につき資金の支払遅延若しくは不払が生じ、又は再請負者に対する工事代金の支払遅延若しくは不払が生じたとき、</li> <li>建設業の許可が効力を失い若しくは取消され、又は営業の全部若しくは一部の停止処分を受けたとき、</li> <li>乙に不誠実な行為があったとき、</li> <li>その他この契約に違反したとき、</li></ol></li> <li>甲は、前二項の規定により契約を解除した場合において、乙に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることが出来る、この場合における賠償額は、甲乙協議して定める、</li></ol>
(解除に伴う措置)	
第28条	個別契約を解除したときは、甲乙協議の上当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、後片付等の処置を行う、 <ol style="list-style-type: none"><li>前項の処置が遅延し、催告しても、正当な理由なくお行われな<sup>い</sup>とき、甲は、相手方に代わってこれを行い、その費用を請求することが出来る、</li></ol>
(紛争の解決)	
第29条	この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他個別契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選択した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」といふ。)の斡旋又は調停により解決を図る、 <ol style="list-style-type: none"><li>甲又は乙は、前項の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定に拘わらず、審査会の仲裁に對し、その仲裁判断に服する、</li></ol>
(資金又は、物価の変動に基づく請負代金額の変更)	
第30条	工期内に資金又は物価の異常な変動により請負代金額が著しく不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する、
(反社会的勢力の排除)	
第31条	甲、乙(乙が法人である場合には、役員および経営に実質的に関与している者を含む)が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう、以下同じ。)に該当し、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる、 <ol style="list-style-type: none"><li>反社会的勢力が経営を支配している<sup>と</sup>認められるとき</li> <li>反社会的勢力が経営に実質的に関与している<sup>と</sup>認められるとき</li> <li>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用した<sup>と</sup>認められるとき</li> <li>反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている<sup>と</sup>認められるとき</li> <li>その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</li></ol> <ol style="list-style-type: none"><li>甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる、 <ol style="list-style-type: none"><li>暴力的な要求行為</li> <li>法的な責任を超えた不当な要求行為</li> <li>取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</li> <li>風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為</li> <li>その他前各号に準ずる行為</li></ol></li> <li>甲は、乙が以下の各号の規定に反した場合には、本契約を解除することができる、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者(下請又は再委託業者が数次にわたるときは、その全てを含む、以下同じ。)が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは第2項各号に該当しないことを確約する、</li> <li>乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない、</li></ol></li> <li>甲は、乙が以下の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる、 <ol style="list-style-type: none"><li>乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする、</li></ol></li> <li>甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする、</li></ol>
(補 則)	
第32条	個別契約書及びこの約款に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定める、
(契約期間)	
第33条	この契約の期間は注文書・請書に記載された期間とする、